

【ご案内】 訴訟の状況について

■フォルクスワーゲン社に対する訴訟の状況について

2015年に発覚したフォルクスワーゲン社(以下、「VW社」)の排気ガス不正事案に関し、年金投資基金信託(以下、「年投口」)が被った損害の回復を求め、2016年9月にドイツにおける訴訟に参加いたしました。現在、審理中であり、訴訟の進行については必要に応じて適宜ご報告申し上げます。

【1. 概要について】

- (1)原告:日本トラスティ・サービス信託銀行
- (2)被告:VW社(同社の役員、関係会社、会計監査人その他の関係者を含む)
- (3)訴訟代理人:TISAB(ドイツ現地法律事務所)
- (4)代理人:アメリカ法律事務所(訴訟提起の企画、戦略立案、原告取り纏め):
DRRT Limited、Grant & Eisenhofer P.A.、Kessler Topaz Meltzer & Check LLP
- (5)代理人の日本窓口:西村あさひ法律事務所、小高功嗣法律事務所
- (6)資金提供者:上記代理人3事務所および訴訟ファイナンス会社
(Claims Funding Europe Limited)
- (7)訴訟対象ファンド:年金投資基金信託10ファンド
外国株式口E01、外国株式口E02、外国株式口E04、外国株式口E42、
外国株式口E48、外国株式口E51、外国株式口E57、外国株式口E91、
外国債券口B05、外国債券口B13

【2. 費用等について】

本件は成功報酬方式であり、資金提供者が訴訟のあらゆる費用を負担します。よって、原則、年投口が負担する費用はございません。例外として、次の事態が発生した場合、原告に費用負担が発生する可能性があります。

- ①原告が合理的な理由なく訴訟から離脱した場合
- ②資金提供者4社が全て破綻し、かつ本件訴訟が敗訴した場合

■オリンパス株式会社に対する訴訟の状況について

2011年に発覚したオリンパス社の有価証券報告書虚偽記載に関し、年金投資基金信託(以下、「年投口」)が被った損害の回復を求め、2014年4月に、同社に対して損害賠償請求訴訟を提起していましたが、2018年7月31日付けで和解が成立いたしました。被告側から支払われた和解金について、2018年10月1日に各ファンドへ入金いたしました。また、訴訟費用の支払いを完了いたしましたので、ご報告申し上げます。

【1. 概要について】

- (1)原告:日本トラスティ・サービス信託銀行
(その他、三菱UFJ信託銀行、日本マスタートラスト信託銀行、
資産管理サービス信託銀行などと共同で提訴)
- (2)被告:オリンパス株式会社
- (3)訴訟対象ファンド:
国内株式 年金投資基金信託(株式口K01)
国内株式 年金投資基金信託(株式口K02)

【2. 和解金額および訴訟費用等】

(単位:百万円)

年投口名称	A. 和解金額	B. 訴訟費用等	ファンドへの入金額 (A-B)
年金投資基金信託 (株式口K01)	1,418	73	1,345
年金投資基金信託 (株式口K02)	284	15	269